

令和6年度 第3回 瑞浪市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

1. 日 時 令和6年11月11日（月） 13時30分から
2. 場 所 瑞浪市役所2階 大会議室
3. 出席者：土屋会長、山内副会長、村瀬委員、本荘委員、出村委員、安藤委員、
河村委員、宮月委員、大西委員、逸見委員、栗岡委員、水野委員、
滝川委員、清水委員
欠席者：景山委員
事務局：小木曾健康福祉部長、子ども家庭課 藤本課長、野田、正木、小木曾
ランドブレイン
傍聴者：なし
4. 議 題
 - 1) 瑞浪市こども計画の構成について
 - 2) 公立幼児園の認定こども園への移行について
5. その他
6. 会議録（要旨）

事務局	それでは定刻となりましたので、これより令和6年度第3回瑞浪市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本会議の進行は、こども家庭課長の藤本が務めさせていただきます。円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。 はじめに、子ども・子育て会議委員の交代がありましたので、お知らせ申し上げます。 瑞浪市子ども・子育て会議条例第3条第4号の規定により、「経済団体及び労働者団体の関係者」として当会議にご参加をいただいております、小島博和（こじまひろかず）さんが、本年8月31日付けで瑞浪商工会議所の専務理事をご退職されました。 これを受けまして、後任の専務理事に就任されました景山英明（かげやまひであき）さんに、本会議の委員を引き継いでいただくこととなり、委嘱致しました。 本日は、所用によりご欠席されておりますが、よろしくお願い申し上げます。 それでは、土屋会長より、開会のごあいさつをいただきたいと思います。
土屋会長	みなさん、こんにちは。 さて、本日の会議では、これまで行ってきたアンケート調査、ワークショップ及び本会議で挙げられた意見等を踏まえた各事業の実施案やニーズ量の見込み等を含む、こども計画の全体案を協議することとなります。 計画の策定もいよいよ大詰め段階に入っておりますので、忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議にしたいと考えております。 どうぞよろしくお願い致します。
事務局	ありがとうございました。 ここで、本日の出席委員数について報告いたします。 本日の出席者数は15名中14名となり、過半数の出席がありますので、瑞浪市子ども子育て会議条例第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを宣言いたします。 次に、お手元の資料について、不足がないか確認をさせていただきます。

	まず、事前にお配りさせていただいた資料としましては、本会議のレジメ資料1「瑞浪市こども計画(案)」、資料2「公立幼稚園の認定こども園への移行について」がございます。 また、本日、皆様の各お席には、配席表と委員の交代を受けて最新の委員名簿及び資料1「瑞浪市こども計画案」の追補といたしまして、事前配布では省略させていただいておりました、「第6章 教育保育及び地域子ども子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策」を配布させていただいており、事前にお配りした資料1と併せて、計画案全体をお示しする形とさせていただいております。 すべてお揃いでしょうか。不足等がありましたら、この場にてお申し出ください。 それでは、レジメに沿って次第の2、議題へと進ませていただきます。 以後の議事につきましては、瑞浪市子ども・子育て会議条例第6条の規定により、本会議の会長が議長を務めることになっておりますので、進行を土屋会長にお願いいたします。 土屋会長よろしく申し上げます。
土屋会長	わかりました。それでは、議題に入る前に事務局に確認いたします。 この会議は、公開で行う会議となっていますが、本日、傍聴を希望される方はいますでしょうか。
事務局	おりません。
土屋会長	ありがとうございます。 では、次第の2「議題」に入ります。 最初の議題、「瑞浪市こども計画の構成」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	瑞浪市こども計画の構成について <事務局より資料1「瑞浪市こども計画」について説明>
土屋会長	ありがとうございました。ただいま説明のありました、計画全体の構成案について、ご意見・ご質問があればお願いします。
委員	細かい所ですが、第2章の各項の中で、2番が抜けているように見られます。また、同じような意味合いで「現状」と「現況」という表現が両方使われており、混在しているように見られますので、揃えた方がいいような気がします。 22ページの課題1の下から4行目からの部分で、「自分の希望に沿った進路を進むために、必要な人に必要な支援を適切に届ける必要があります」とあります。必要、必要、必要と畳みかけているので、言葉の表現を変えたほうがいいような気がしました。ちなみに、最後の「必要」は、要るかと思います。 最後に、26ページです。 「計画の目標指標」が3つ立てられています。これは、計画で定めた施策の効果測定・評価を行うためのものかと思いますが、それぞれ（の目標指標）が、どの施策に対応しているのかがよくわかりませんでした。 1つ目の指標は、目標3に対応しているのかなと思いますし、2つ目の指標は、目標2に対応しているのかなと思います。ただ、3つ目の合計特殊出生率については、どの施策に対応したものかわかりませんでした。

	また、最後の合計特殊出生率は、用語（定義）が難しいと思いますが、補足説明はつくのでしょうか。この言葉をポンとあげると、なかなか、市民の方が見てもわからないかなと思いましたので、少し説明があってもいいかと思います。以上です。
事務局	目標数値として、合計特殊出生率を位置付けている理由につきましては、こども計画がいわゆるこども若者計画、こどもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画と4つの計画を包含しているという前提があります。そして、合計特殊出生率は、これまで子ども・子育て支援事業計画において、施策の効果に対する目標値として、規定されていたものです。
委員	こども計画の中に掲げた各個の事業と結びつくという位置づけではありませんが、各事業の効果を総合的に測るものとして、記載が必要になってくるものと考えました。 （各目標数値は）色々と網羅しており、目標の1、2、3…それぞれに1つつ対応しているものではないということです。
事務局	その辺もまた検討させていただいて、目標指標を追加することや、わかりやすいように表の見え方を変えることも検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。
土屋会長	ありがとうございました。このほか、大きく分けて3点のご指摘いただきましたので、事務局にて修正、検討をお願いいたします。 さて、先ほど、第4章「事業案」や第5章「量の見込み」について全体的な説明がありましたが、今回、こども計画を策定するにあたって、新規で盛り込まれている事業や、特に重点を置く事業があり、また、量の見込みについても、新たに行っているもの等があるかと思います。この点について、もう少し詳しく、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<事務局より第4章について説明>
土屋会長	ありがとうございました。 ただ今、第4章・第5章も関わって、新規の事業や特に重点を置く事業について、事務局より補足の説明をいただきましたが、この説明につきまして、何かご意見ご質問があれば、お願いいたします。
委員	第5章、29番目の事業に「産前産後サポート事業」がありますが、同じ事業名で、61番目の事業にも出てきます。これは、同じ事業という理解でよろしいのでしょうか。違うということでしたら、どちらかの名称を変更された方がよいかと思います。説明文からは、内容や対象が少し違うのかなという印象を受けました。
事務局	ありがとうございます。61番目の「産前産後サポート事業」は、従来の事業のあり方を記載したもので、29番目の方は、今後の事業のあり方を記載したものです。 （ご指摘のとおり）少し趣旨が異なるものとなりますが、統一するかも含めて、もう一度精査し、修正させていただきたいと思います。
土屋会長	ありがとうございます。 そうですね。同じ名前になっていますので、わかりやすいよう修正をお願いします。 その他、よろしいでしょうか。 先ほど、放課後児童クラブの充実等のこどもの居場所の話もありましたが、いかがでしょうか。

委員

計画中に、「放課後児童クラブの充実」という表記が多く見られます。この充実というのは、(支援単位の) 数をもう少し増やしていくということを示されているのでしょうか。例えば、瑞浪小学校区ですと、児童数が多い割に、学童の数が少ないというお声もよく聞きます。従って、(潜在的な待機児童がいるという前提で) 新たに学童を立ち上げて、もう少し受け入れを増やしていくという意味でしょうか。あるいは、今ある学童の人員体制や、保育の内容を充実していくということでしょうか。支援員たちとしては、市の言われる「充実」に向けて、どのように努力していったらいいのかなということに関わりますので、お尋ねしたいと思いました。

また、先週、土岐小学校区において学童クラブの新規申し込みを受け付けたところ、45名の1年生の中で、30人近くの入所希望がありました。定員を考えると、この充実というものが、(既存の体制では) なかなか厳しいなど、率直に感じています。

ありがたいことに、36番目の事業に挙げられている「こどもの居場所づくりの支援」というところで、学童クラブを手伝ってくださっていた方が、こどもの居場所を立ち上げてくださっていて、土岐小学校区のお子さんは、学童とこどもの居場所の両方で支援をしていけたらいいなということを考えております。(こどもの居場所の方は) まだ立ち上がったばかりで、なかなか充実していなくて、支援員さんも、赤字でお金も出ない中、本当にボランティアのような形でやってくださっていますが、市の担当者の方が相談に応じられて、補助金の交付対象事業としていくための協議をいただいているというお話も聞いています。

学童を充実させていくというのは、なかなか難しいと思うのですが、こういった居場所が、それぞれの小学校区で生まれて、定着してくると、色々な視点で放課後のこどもさんの安全を見守っていけるのではないかなということを感じました。こうした事業に、市が組み込みいただいているのは、とてもありがたいことだなと思いました。

土屋会長

ありがとうございます。

事務局の方、いかがでしょうか。

事務局

ご質問の形でいただいた部分について、回答いたします。「学童の充実」の意味合いとしては、やはり、現行の事業所さんを支えていくという点が一番です。ただ、だからといって、新規で立ち上げたいという声があった時に、これを排除するものでもありません。

本計画の期間内の推計では、少子化の進行と、共働き世帯の増加のつり合いによって、学童保育の利用者数は現状の水準で推移すると見込んでいますが、その後は、減少に向かう可能性があるとも考えられます。そうした中、今、新たな学童を立ち上げて、長いスパンで見た時に、(経営的な面で) 安定的かつ持続的にやっていけるかという部分ですとか、あるいは、やはりノウハウや人材的な面で現実的に学童保育を立ちあげること自体ハードルが高いといった所も踏まえて、前提としては、支援員さんの確保ですとか、施設改修の補助ですとか、処遇改善ですとか、資質向上ですとか、そういったところで協力をさせていただけたらなと考えております。

先ほど委員よりお話にありましたことについて、市は、こどもの居場所づくりを支援することが、学童保育の機能を補完することにもつながるのではと考えています。

例えば、夏休みなど期間的にお子さんの預かりを必要とする場合に、学童の需要集

土屋会長

中を軽減するとか、あるいは、子どもの数そのものが少なく、採算的な面で学童の立ち上げが困難な地域におきましては、こどもの居場所という形をとることで、学童の入所要件よりも緩やかな所で未就学児、中高生、共働きではない子ども等を含めて募集し、ある程度パイを確保した上で、開所に漕ぎつけていただくことができるのではないかなと考えているところです。

ありがとうございました。

その他のところでは、新規事業で「親子関係形成事業」や「子育て世帯訪問支援事業」が入ってきておりますが、保護者の方など、何かご意見ご質問がございましたらよろしいですか。

無いようですので、第6章の、各事業の量の見込みについて、数値の理由など、項目ごとに事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

<事務局より第6章について説明>

土屋会長

ありがとうございました。

今、第6章についての各事業の業務の見込みについて、理由を説明していただきました。この説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

無いようですので、ただいまの議題について、承認としてよろしいでしょうか。異議が無いようですので、承認といたします。

土屋会長

次の議題に移ります。

公立幼稚園の認定こども園への移行について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

<事務局より資料2について説明>

土屋会長

ありがとうございました。

認定こども園への移行についてのご説明でした。ただいまのご説明について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

この事項は、もう早速、来年度からの実施となります。直接関わりがある委員の方、いかがでしょうか。

委員

ただ今説明があったとおり、（令和7年）4月から（市内の公立幼稚園が、認定こども園に移行する）ということですが、こどもたち、保護者の方の立場からは、特段移行によって変わる点はないと伺っています。一方、職員の立場からは、今まで幼稚園の事務仕事や各種調査への回答などで、保育園（保育部）と幼稚園（教育部）を切り分けたり区別したりしなければならず、とても煩雑になっていた所が、今度から一つにまとまるということで、ありがたいことだと思います。

このほか、職員の観点から、何か変わってくるところは無いとか、もう少し私たちも勉強しながら、4月を迎えたいと思います。

土屋会長

ありがとうございました。ただ今お話がありましたことについて、認定こども園への移行に伴い、当該施設の職員の業務に関わって、従来と変わる点などがあれば、事務局よりお教えいただきたいと思います。

事務局	職員の資格について申し上げますと、幼保連携型認定こども園の先生になるためには、基本的に保育士と幼稚園教諭の2つの資格を持っている必要があります。現在は、経過措置に伴う緩和基準がありますし、本市の職員に関しては、正規職員は全員が両方の資格を持っています。会計年度にて採用している職員についても、片方の資格のみ有している方については、経過措置の期限内に、両方の資格を取得するよう働きかけをしていく形になります。職員側で言うと、職員、人員体制が一番根底の課題になってくるものと考えますが、今後も保育士の確保には努めていきたいと考えています。 お子さんの教育、保育の部分に関しては、今までの幼保一体の形イコール認定こども園の形ということで、同じようにやっていただける、それだけの力があると思っております。職員の方達には自信を持っていただき、心配無いかと思っております。 このほか、見直していかなければならない所は、各園及び教育委員会とも相談・連携しながら変えていきたいと思っております。基本的に、保護者やお子さん達の視点からは、変わらない対応ができるかと思っております。
土屋会長	ありがとうございました。中京こども園さんは令和4年度からこども園に変わっていますが、同じ幼保連携型でしょうか。公立園に向けてアドバイス、ご意見等あればお願いします。
委員	中京こども園の場合は、幼稚園から認定こども園への移行だったため、(保育に関して)お子さんを預かる時間がぐんと増えました。夏休みについても、保護者さんやお子さんには「その間に職員は勉強会をしますよ」というような説明、時間の使い方ができていたのですが、(認定こども園に移行したことで)子ども中心のリズムに変わり、保育を稼働しながらどうやって自分たちの技術向上や勉強をしていくか、他機関等との連携を取っていくかというところについて、悩みながら進めてきました。 ですが、公立園の先生方はもう幼児園という形で保育も教育もされてきたので、逆に「何か大きく変わるのかな」と、素朴な疑問を持っていたくらいでした。安心して認定こども園への移行を進められるのではないかと思います。
土屋会長	ありがとうございます。今のお話も大変ありがたいです。 公立の園長先生方には、不安に思われている部分もあるのではないかと思います。瑞浪市の公立園の場合は、ずいぶん移行しやすいのではないかと、教えていただきました。 他に、ご質問はよろしいでしょうか。 無いようですので、ただいまの議題について、承認としてよろしいでしょうか。 異議が無いようですので、承認いたします。
土屋会長	続きまして、次第の3、報告事項に移ります。 事務局より何、何かございますでしょうか。
事務局	本日は特にございません。
土屋会長	それでは、次第の4、その他に移ります。 事務局より本日の会議の補足、その他連絡事項等ありましたらお願いします。
事務局	<今後のスケジュール※について説明> ※パブリック・コメントの実施時期及び次回子ども・子育て会議の開催時期

土屋会長

以上をもちまして本日予定されていた議事はすべて終了しました。

策定中のこども計画（案）には、新規事業として掲載されているものはいくつかありますが、「産前産後サポート事業」、「親子関係形成支援事業」及び「子育て世帯訪問支援事業」等は、やはりコロナ禍を経て、今、色々な不安な思いを抱えておられる親さん達を孤立させない、経済面だけではなくて、精神的な部分で寄り添うという趣旨の事業ということで、大変期待しております。

それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局

土屋会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、健康福祉部長より、挨拶を申し上げます。

健康福祉部長

本日は、大変慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

この会議において議題については承認をいただいたわけですが、実際には、条件付きという認識で、本日様々なご意見、ご指摘等をいただきましたし、さらに検討しなくてはいけない部分もございました。計画の目標指標等々も、改めてもう少し、検討が必要だと感じました。

本日お示しした資料1のこども計画（案）は、これがすべて承認というわけではなくて、いただいたご意見を基にもう一度、修正をしたいと思います。その上で、パブリック・コメント実施させていただきます。

また、これは市の計画になりますので、パブリック・コメントに出す前に、市の幹部会議である庁議においても協議いたしますので、修正を行う箇所もあるかと思えます。また、こども計画に限ったことではありませんが、市の計画にはすべて、SDGsの項目を入れる等、全体的な決まり事がありますので、そういった部分も追記もさせていただきます。

本日申し上げることではないのかもしれませんが、公立園の運営体制につきましても、必ずしも現在の形が良いということではなく、今後、指定管理者制度の導入についても検討して参ります。指定管理者制度は、公立の施設を民間事業者に管理運営をしていただくという仕組みです。今すぐではないにしても、一部の園に限るとするにしても、指定管理者制度の導入を検討する時期が来るのではないかと考えています。また、今後、指定管理者制度の導入についても計画に入れるべきじゃないかという意見が出ることも予想されます。これら色々な検討、皆様のご意見等を踏まえ、修正した上で、12月のパブリック・コメントにかけます。

パブリック・コメントという言葉もなかなか聞きなれないかと思いますが、この計画（案）をホームページ上やコミュニティーセンターで、誰でも見られるように公開することを言います。そして、データや紙媒体によって、誰もが意見を言える機会を、1か月間設けます。その後、いただいたご意見を踏まえ、さらに検討し、計画が完成するという流れで、まだまだ道のりは長いです。

先ほど、事務局より次回会議の開催時期についてお示ししましたが、その会議では、最終的に「これでいこう」という案を、皆さんにお示しをしたいと思いますので、もうしばらくおつきあいの程、よろしくお願いいたします。

また、本日、資料1の追補として、新しくお配りした資料もごさいます。ボリュー

事務局

ムがありますので、この会議時間の中では、見つくせなかった部分等もあるかと思います。改めて、やっぱりこれも言っておけばよかった、後でこれに気づいた、ということがございましたら、11月20日までに、事務局までご連絡いただければ、そのご意見も、検討していきたいと思いますので。改めてよろしくお願いをいたします。

お願いばかりいたしまして、本当に申し訳ありませんが、以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

これをもちまして本日の会議を閉会します。

お帰りの際は忘れ物ないようにつけてお帰りください。

本日はご多忙の中ご参集いただき、ありがとうございました。

以上